

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令案 新旧対照条文

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（附則第二項関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第一条、第三条、第四条関係）		別表（第一条、第三条、第四条関係）	
番 号	手 続	番 号	手 続
一 七〇の 一四	（省 略）	一 七〇の 一四	同 上
一五	ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	（新設） （新 設）	
七〇の 一六	（省 略）	七〇の 一五	同 上
七一 ～	（省 略）	七一 ～	同 上
一一六	（省 略）	一一六	同 上